

## 監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成26年3月27日

彦根愛知犬上広域行政組合

監査委員 上田 登崑子

監査委員 佐々木 康雄

## 定期監査結果

- 1 監査期日 平成26年1月27日
- 2 監査場所 豊栄のさと 第1会議室（彦根愛知犬上広域行政組合事務局）
- 3 監査対象 議会事務局、総務課、紫雲苑、中山・日夏投棄場、建設推進室
- 4 監査方法 平成25年度（平成25年12月31日現在）における財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理等について、提出された定期監査資料により説明を聴取し、関係帳票類を閲覧した。
- 5 監査結果 事務事業の執行状況はおおむね適正に処理されていると認められるものの一部、改善を要する事務事業もあり別紙のとおり意見を添えた。

別紙

平成25年度 定期監査における意見

(紫雲苑、中山投棄場)

使用料として徴収した現金を指定金融機関制度により紫雲苑や中山投棄場の近くの滋賀銀行で収納し、いち早く公金化するための手続きに努められたい。

(総務課)

切手の在庫が多すぎるので、新規に購入することなく計画的に在庫分に対応されたい。

(総務課、紫雲苑、中山投棄場)

切手の受払い、在庫の管理帳に所属長の押印がされていないので、確認の証として所属長の押印を必ずされたい。

(各所属共通)

予算差引簿など支出の書庫書類の修正が修正インクでされているので彦根愛知犬上広域行政組合財務規則第63条に則り適正に事務処理をされたい。

また、物品カード、備品カードの作成について同規則第87条に則り適正に事務処理をされたい。